

入 札 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記により公告する。

令和８年（２０２６年）６月２９日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

記

１ 件名

ＩＰ無線機（携帯型） ２０台

２ 仕様及び納入場所

別紙「仕様書」のとおり

３ 納入期限

別紙「仕様書」のとおり

４ 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (２) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「電気・精密機器」に登録され、地域区分が「市内」、「準市内１」、「準市内２」のいずれかであること。
- (３) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (４) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を、ファクシミリにて提出すること。（FAX番号083-231-3338）

6 申請書提出期間

令和8年6月29日（月）午前9時から

令和8年7月 3日（金）午後5時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年7月6日（月）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX番号083-231-3338）

質問の期限は、令和8年7月8日（水）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和8年6月29日（月）午前9時00分から

令和8年7月 9日（木）午後4時30分まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年7月10日（金）午前10時20分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に課税部分の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、令和8年7月8日（水）までに下関市上下水道局総務課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

別紙 1

仕 様 書

- 1 件 名 I P無線機（携帯型） 20台
- 2 納入場所 下関市上下水道局水道管路課（本局2階）
- 3 納入期限 契約締結後2か月

4 機器仕様

（1）本体仕様

無線通信仕様	デュアルSIM（au 4G LTE 及び docomo LTE 回線のSIMを搭載し、電波状況に応じて手動で切替えが可能であること。）
電源	7.4V（リチウムイオン電池）又は単3乾電池
外形寸法	56.0mm（幅）×92.3mm（高さ）×31.2mm（奥行）（±1mm 程度、バッテリー装着時、突起物を除く）
重量	約220g（±10g 程度、バッテリー・アンテナ装着時）
使用温度範囲	-10℃～+60℃
充電端子	USB Type-C™
連続運用時間	LTE：約18時間/WLAN：約36時間
音声出力	1,000mW 以上（内蔵スピーカー）
防塵・防水性能	IP67

（2）無線 LAN 部

無線通信規格	IEEE802.11a/b/g/n/ac
周波数	2.4GHz 帯（13チャンネル）：1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13ch 5GHz 帯（20チャンネル）：36/40/44/48/52/56/60/64/100/104/108/ 112/116/120/124/128/132/136/140/144ch
暗号化方式	WPA-PSK（TKIP/AES）、WPA2-PSK（TKIP/AES） WPA3 パーソナル、WPA3 エンタープライズ
最大通信速度 （理論値）	11/54/150/433Mbps

（3）その他

付属品	ベルトクリップ、ストラップ、アンテナ、リチウムイオンバッテリー、一口タイプ急速充電器（連結可能）、ACアダプター（単体用、AC100V 充電対応）、キャリングケース、イヤホンマイクロホン、乾電池ケース
-----	--

特記事項	・電波法の無線設備規則、技術基準適合証明規則に適合し、総務省の指定証明機関による試験に合格した機器であること。 ・無線機本体と同等の防水性能を有する外部スピーカーマイクを装着できること。 ・着信を振動で伝えるバイブレーション機能を装備していること。 ・全体通話呼出、グループ呼出、個別呼出の機能を有し、無線機本体の操作により切り替えて呼出ができること。また、グループ呼出や個別呼出で使用中であっても全体呼出が行われた場合に受信が可能であること。 ・全ての呼出方法において無線機本体で呼出者及び呼出された全員での複信通話が可能であること。 ・事前に登録した10種類程度の文字メッセージを送受信可能であること。 ・表示部はLCD表示とし、LCDに別途指定する呼出名称等を表示できること。 ・充電機の残容量をLCDにアイコン表示により通知できること。 ・表示部のバックライト照明は設定で点灯／操作時点灯／消灯の選択が可能な機能を有すること。 ・誤操作を防止するための対策としてキーロック機能を有すること。
参考商品	アイコム株式会社 IP510H

5 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 現行機器の通信契約の解約及び納入機器の新規申込手続きを行うこと。契約内容の詳細については、契約締結後、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

(現行機器の通信契約：au 10台、docomo 10台)

- (3) 納入する機器の総合調整及び仕様説明を行うこと。
- (4) 受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は受注者にあるものとする。
- (5) 受注者は、納品日から1年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障等を生じた場合は、無償にて修理又は交換を行うこと。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (7) 納品については事前に発注者に連絡し、日程を調整すること。

連絡先：下関市上下水道局 水道管路課 管理係 (TEL 083-231-3115)